

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(2)芸術文化の環境整備</p>	<p>◎ 一定の要件を満たす専修学校の設置を主たる目的とする準学校法人等への税制上の優遇措置(5-6年度) 一定の要件を満たす専修学校の設置を主たる目的とする準学校法人等が、税制上の優遇措置を受けられるよう、平成5年度の税制改正において特定公益増進法人に追加。さらに、平成6年度において、上記準学校法人等に相続財産を贈与した場合の相続税に係る非課税措置が講ぜられることとなった。</p> <p>○ 文化政策推進会議(文化庁長官の懇談会)「文化政策推進会議審議状況について」報告(4.6.19) ①芸術家の人材養成、②芸術創造活動の場の整備・確保、③生活文化の環境づくり、のために取られるべき諸方策について報告。</p> <p>◎ 第二国立劇場(仮称)の整備の推進(4年度一) オペラ、バレエ、ミュージカル等の現代舞台芸術の一層の振興及び普及を図るために、平成4年8月、第二国立劇場(仮称)の建設に着手。また、開場に向けての諸準備を進める。 平成4年度予算 3,648百万円 平成5年度予算 3,783百万円 平成6年度予算 3,874百万円</p> <p>○ 芸術文化活動支援専門官の設置(4.10) 企業等民間による芸術文化活動への支援促進に関する施策等の企画・立案及び調査研究等を行うため、平成4年10月、文化庁に芸術文化活動支援専門官を設置。</p> <p>● 芸術文化課及び地域文化振興課の設置(6.7.1) 芸術その他の文化に係る施策を一体的に推進するとともに、地域における文化の振興のための体制を整備するため、平成6年7月、文化庁の文化普及課及び芸術課を廃止して新たに芸術文化課及び地域文化振興課を設置。</p> <p>○ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の制定(4.9.25 施行) (第7章第2節1.(2) 参照)</p>

事項	計画の概要	推進状況
2. 余暇環境の整備	<p>(1)余暇長期化に対応した施設等の整備の促進</p> <p>(3)多様な余暇活動に対応した施設の整備等</p>	<p>○ バカンス自然村整備推進プロジェクト(5年度) 総合保養地域整備研究会報告(5.2.8)を受け、リゾートの多様化、小規模リゾートの需要等の調査研究のため、国内外の事例の調査、国際シンポジウムの開催等を行う。 平成5年度予算 35百万円(調査費)</p> <p>◎ 「山村で休暇を」特別対策の実施(5年度一) 都市住民等の山村における滞在型余暇活動を促進し、山村地域の活性化を図るため、豊かな森林を活かした滞在利用空間等の整備等に関する基本計画を策定し、これに基づき都市住民等の滞在・体験のための森林空間の整備、都市と山村の交流の基盤となる施設等の整備を実施。 平成5年度予算 1,147百万円 平成6年度予算 2,330百万円</p> <p>◎ パークボランティア活動の推進(4年度一) 国立公園の利用者に対する自然解説等の業務に協力するパークボランティア活動の推進を図るため、活動費の支援を行う。 平成4年度予算 5百万円 平成5年度予算 6百万円 平成6年度予算 6百万円</p> <p>◎ パークボランティアの育成を図るため研修やマニュアルの作成を行う(5年度一) 平成5年度予算 5百万円 平成6年度予算 5百万円</p> <p>○ 都市計画中央審議会答申(4.12.9) 経済社会の変化を踏まえた都市公園制度をはじめとする都市の緑とオープンスペースの整備と管理の方策はいかにあるべきかについて答申を行った。</p> <p>○ 吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るための都市公園の設置(4.10.27閣議決定) 我が国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため国営吉野ヶ里歴史公園を設置する。</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>第3節 誰もが社会参加できる環境の整備</p>	<p>男女共同参画型の社会の実現等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 臨海部再開発促進事業の推進(5年度一) (第9章第3節2.(3)参照) ○ 「都市公園法施行令の一部を改正する政令」(5.6.30公布・施行) 改正の概要(主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ①住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を引き上げる。 ②地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準を変更する。 ③公園施設についてゲートボール場、野鳥観察所等を追加する。 ④都市公園に設ける施設について建ぺい率の定めを変更する。 ⑤街区公園(児童公園)内に設けることとされていた施設の義務づけの廃止。 ○ 社会体育指導者の知識・技能審査事業の追加認定 文部大臣認定の社会体育指導者の知識・技能審査事業について、5年度新たに6種目認定(5.4.1及び5.10.1、5.10.1現在65種目)。うち2つは「少年スポーツ指導者」及び「レクリエーションに関する指導者」の区分を新設し、関係団体に通知したもの(4.8.12)。 ○ 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申(4.7.29) (第4章第2節1.(1)参照) ○ 「今後の婦人問題企画推進本部機構の在り方について」の提出(5.5.11) 今後の婦人問題推進本部機構に期待される機能の在り方、制度上の仕組み及び法的整備等について、推進体制の強化等を提言。 ○ 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」の決定(5.7.14婦人問題企画推進本部決定) 男女が自らの主体的な選択に基づき、家庭や社会等のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保される社会を形成するため、現行本部の男女共同参画型社会づくり推進本部への改組等、男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備を決定。

事項	計画の概要	推進状況
		<p>● 男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備(6年度) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な事項について調査審議等を行う男女共同参画審議会を総理府に置くとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務の連絡等を行う男女共同参画室を内閣総理大臣官房に設置。</p> <p>○ 婦人少年問題審議会建議「女性の職業能力発揮のための社会制度等の見直しについて」(5.7.22) 婦人少年問題審議会は、大蔵大臣、厚生大臣、労働大臣及び自治大臣に対し、女性を社会の基幹的労働力として位置付けるという観点に立って、社会制度等の枠組みの見直しについて速やかに検討を進めるよう建議を行った。</p> <p>● 高齢者の社会参加促進に関する特別調査研究の実施(6年度一) 高齢者の生涯学習を通じた社会参加活動を促進するための振興方策に関する調査研究、高齢者の社会参加活動の取組みの紹介、社会参加活動を振興する上での諸問題について意見交換を行うフォーラムの実施。 平成6年度予算 11百万円</p> <p>○ 「経済審議会労働環境検討委員会」報告(5.10.1) 女性や高齢者の労働市場への参加のための環境整備について具体的に検討を行い、女性については社会制度等が既婚女性の就労を阻害しないよう、既婚女性の就労実態を踏まえつつより一層の検討が進められることが望ましいと提言した。高齢者については、高齢者の就労インセンティブから考えると、賃金の増加に伴いこれに年金支給額を加えた総収入がなだらかに増加していく仕組みの年金制度が望ましい等提言した。その他、労働時間短縮の経済への影響や今後の終身雇用制・年功賃金の動向について検討を行った。</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>1. 女性が能力を発揮しやすい環境の整備</p>	<p>(1)男女雇用機会均等法の定着</p> <p>(2)労働基準法的女子保護規定の具体的検討</p>	<p>○ 「第2次女子労働者福祉対策基本方針」の策定(4.6.1策定) 「男女雇用機会均等法」に基づき、女子労働者の福祉の増進を図るための施策について、平成4年度から8年度までの基本的な方向を示した。</p> <p>● 男女雇用機会均等法に基づく「事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針」の改正(6.3.11告示、6.4.1適用) 募集・採用、配置、昇進にかかる「事業主が講ずるように努めるべき措置」について、一部規定を追加。</p> <p>● 女子労働基準規則の改正(6.3.11告示、6.4.1施行) 女性の就業分野の拡大という観点から、労働基準法の時間外労働、深夜業等に係る女子保護規定について、一部規制を解除。</p>

事項	計画の概要	推進状況
	(3)育児休業制度の定着等	<p>○ 婦人少年問題審議会「育児休業取得者に対する経済的援助のあり方について」建議(5.9.27) 婦人少年問題審議会は労働大臣に対し、育児休業取得者に対する経済的援助については雇用保険制度において措置されることが、当面現実的かつ適当との内容の建議を行った。</p> <p>◎ 特定中小企業事業主育児休業奨励金(4年度一) 平成7年3月まで育児休業法の適用が猶予されている常時30人以下の労働者を雇用する事業所についても、早期に育児休業制度が導入、実施されることが重要であることから、猶予期間内に制度を導入する事業主に対して、「特定中小企業事業主育児休業奨励金」を支給する。 平成4年度予算 2,837百万円 平成5年度予算 3,286百万円 平成6年度予算 2,685百万円</p> <p>◎ 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金(4年度一) 育児休業法の趣旨を踏まえ、育児休業後の労働者の円滑な職場復帰を図るために、育児休業者職場復帰プログラムを計画的に講ずる事業主に対して奨励金を支給する。 平成4年度予算 1,855百万円 平成5年度予算 2,897百万円 平成6年度予算 2,237百万円</p> <p>◎ 事業所内託児施設助成金 平成5年度より、事業所内託児施設を新たに設置し、運営を開始する事業主及び事業主団体等に対し、「事業所内託児施設助成金」を支給し、託児施設の設置促進を図る。 平成5年度予算 509百万円 平成6年度予算 933百万円</p> <p>● 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の提出 育児休業給付制度(1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した雇用保険の被保険者に対し、育児休業取得前の賃金額に25%を乗じた額を支給)の創設等を内容とする、雇用保険法改正案を第129回国会に提出。</p>

事項	計画の概要	推進状況																					
	<p data-bbox="646 279 941 311">介護休業制度の普及促進</p> <p data-bbox="646 598 895 630">保育サービスの充実</p> <p data-bbox="623 1085 1009 1117">(4)パートタイム労働者対策の充実</p>	<p data-bbox="1111 279 2007 486">◎ 介護休業制度等の普及促進 平成4年7月に策定した「介護休業制度等に関するガイドライン」に沿った介護休業制度等の導入促進を図るため、シンポジウムや普及使用者会議を開催するほか、制度導入を検討している企業の人事労務担当者を中心に介護休業制度等導入研究会を開催。また、平成6年度より中小企業への制度の普及を進めるため、中小企業集団における仕事と介護支援トータルプラン事業を実施する予定。</p> <table data-bbox="1134 486 1530 574"> <tr> <td>平成4年度予算</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>平成5年度予算</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度予算</td> <td>214百万円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1111 598 2007 742">◎ 育児休業に伴う保育所への年度途中での円滑な受入れを図るための措置 育児休業制度の普及に伴い、保育所への年度途中での入所が従来にも増して増加することが予想されることから、保育所への年度途中での円滑な受入れ等を図るため、保育所における円滑な受入れ体制を整備するための補助制度の創設等の措置を講じた。なお、平成6年度において単独事業化。</p> <table data-bbox="1134 742 1984 829"> <tr> <td>平成4年度予算</td> <td>1,856百万円</td> <td>(地域保育センター活動事業)の内数</td> </tr> <tr> <td>平成5年度予算</td> <td>2,175百万円</td> <td>(地域保育センター活動事業)の内数</td> </tr> <tr> <td>平成6年度予算</td> <td>449百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1111 853 2007 973">◎ 時間延長型保育サービス事業の実施 就労と育児の両立支援を総合的に推し進めるため、保育時間の延長に係る現行の施策(延長保育、長時間保育サービス事業)を見直し、延長時間に対応した保母を配置することにより保育時間の延長の体制を強化する。</p> <table data-bbox="1134 973 1587 1061"> <tr> <td>平成4年度予算</td> <td>1,375百万円</td> </tr> <tr> <td>平成5年度予算</td> <td>1,384百万円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度予算</td> <td>5,265百万円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1111 1085 2007 1292">○ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の成立(5.6.18公布、法律第76号)、施行 パートタイム労働対策を総合的に推進するため、平成5年6月に成立し、12月1日から施行された(ただし、短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日施行)。また、法律に基づいて「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」が12月1日に告示された。</p>	平成4年度予算	30百万円	平成5年度予算	39百万円	平成6年度予算	214百万円	平成4年度予算	1,856百万円	(地域保育センター活動事業)の内数	平成5年度予算	2,175百万円	(地域保育センター活動事業)の内数	平成6年度予算	449百万円		平成4年度予算	1,375百万円	平成5年度予算	1,384百万円	平成6年度予算	5,265百万円
平成4年度予算	30百万円																						
平成5年度予算	39百万円																						
平成6年度予算	214百万円																						
平成4年度予算	1,856百万円	(地域保育センター活動事業)の内数																					
平成5年度予算	2,175百万円	(地域保育センター活動事業)の内数																					
平成6年度予算	449百万円																						
平成4年度予算	1,375百万円																						
平成5年度予算	1,384百万円																						
平成6年度予算	5,265百万円																						

事項	計画の概要	推進状況
2. 高齢者の社会参加の促進	(1)高齢者の働きやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 短時間労働援助センターの雇用改善等援助事業の実施 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(5.6 法律第76号)に基づいて指定される「短時間労働援助センター」において、以下の事業等を行うこととする。 ・パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の創設(中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金(仮称)の創設及び事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金(仮称)の創設) ・パートタイム労働者に係る情報提供、相談援助事業の推進 ・短時間雇用管理者等に対する研修の実施 平成6年度予算 3,072 百万円 ○ 継続雇用移行準備奨励金の創設(4年度-5年度) 定年到達者等に対し、定年時にその後の継続雇用に向けた準備期間を与える事業主に対し助成を実施。 平成4年度予算 1,017 百万円 平成5年度予算 1,017 百万円 ◎ 65歳継続雇用地域推進事業の推進(5年度-) 地域レベルでの65歳継続雇用を中心とした高齢者雇用の促進を図るため、都道府県ごとに地域経済団体を指定し、当該団体としての具体的な目標設定による傘下の事業主の具体的な取組を促進するモデル事業に対して国庫補助を行う。 平成5年度予算 1,039 百万円 平成6年度予算 1,055 百万円 ○ 高齢者多数雇用特別奨励金の創設(5年度) 高齢者多数雇用奨励金の支給対象となりうる事業主であって高齢者のための施設・設備改善等を行い、高齢者の雇用数を増加させた事業主に対し、助成を実施。 平成5年度予算 1,847 百万円 ◎ 高齢者の社会進出を促進するための環境整備についての検討(5年度-) 高齢化社会に適合した産業政策等のあり方を明らかにするとともに、高齢者の社会進出を促進するための環境整備について方策を検討。 平成5年度予算 34百万円 平成6年度予算 33百万円

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(3)各種制度の就業インセンティブの観点からの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢期就業準備奨励金の創設 在職中の中高年齢者に対して、高齢期の職業生活設計に向けた準備を行うための有給休暇を与える制度を創設した事業主に対し、助成を実施。 平成6年度予算 755 百万円 ● 高年齢者雇用環境整備奨励金の創設 高年齢者のための施設・設備の改善等を行う事業主に対し、助成を実施。 平成6年度予算 2,417 百万円 ● 高齢期における雇用就業を支援するための事業の創設 在職中の中高年齢者が早い段階から、高齢期においても希望と能力に応じて多様な働きかたを選択し、その実現に向けて必要なキャリア・技能の向上を図るための一貫した職業生活設計に関する相談・援助等の支援を行う事業を実施。 平成6年度予算 843 百万円 ● 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正 企業における65歳に達するまでの雇用機会の確保を図るとともに、高年齢者がその希望に応じた多様な形態により働くことができるようにするため、高年齢者雇用安定法の改正を行った。 ● 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の提出 高年齢雇用継続給付制度(60歳時点に比して賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対し、60歳以降支払われた賃金額に原則25%を乗じた額を支給)の創設等を内容とする、雇用保険法改正案を第129回国会に提出。 ○ 年金審議会が「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」の取りまとめ(5.10.12) (第4章第4節1.(7)参照) ○ 年金制度の改正(6.3.18閣議決定、国会提出) (第4章第4節1.(年金制度の改革)参照)